

議会だより

題字は三田川小学校 6年 諸永航大さんの作品



表紙：雪化粧した脊振の山々

Vol.63

令和4年 12月議会号

【第63号の内容】

- 議長新年のあいさつ…2
- 12月定例会…3
- 賛否状況…4
- 一般質問／10人が登壇…5
- 委員会活動・編集後記…15・16

一般質問ページに、今回から挿入しているQRコードを読み込んでいただきますとYouTubeにて配信している一般質問の動画が閲覧できます。

「議会だより吉野ヶ里」がスマホで見られます！



議員が原稿作成・編集した
議会だよりです

【編集・発行】

佐賀県吉野ヶ里町議会

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田321-2
TEL 0952-37-0338

【印刷】ビッグサム ディー&ビー 【発行年月日】令和5年1月26日

吉野ヶ里町議会がインターネットで見られます。

吉野ヶ里町ホームページ

<http://www.town.yoshinogari.saga.jp/>にアクセスし、「吉野ヶ里町議会」「吉野ヶ里町議会会議録」をクリック!!

「住んでよかった」と思えるまちづくりを推進



あけましておめでとうございます。
町民の皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと、謹んでお喜び申し上げます。
吉野ヶ里町議会を代表しまして、新年のご挨拶を申し上げます。

さて、令和四年四月、新議会がスタートし早くも八ヶ月が経過いたしました。新型コロナウイルスが依然として蔓延する中、国は感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針であります。

本町でも第2次吉野ヶ里町応援クーポン券等を配布されておりますので1月31日までの期限内でのご利用をお願い致します。

また、吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画に基づき、統合庁舎等の整備が推進されていきますので執行部と一丸となって事業推進を図ってまいります。

これからも議員自ら襟をただし、この町に必要な議員として負託に応えるべく、真摯に議員活動に取り組み、住民の皆様と共に歩む議会を目指してまいりますので、一層のご支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様にとりまして、本年が実りのある飛躍の年となりますよう心から祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

吉野ヶ里町議会議長 馬場 茂



東脊振校区



三田川校区



北部隊



南部隊

令和4年度第4回12月議会定例会

今期定例会は11月30日から、12月9日まで10日間の会期日程で開催された。

提案された議案は報告1件、条例関係9件、補正予算5件、指定管理者の指定1件、16議案と10人が一般質問を行った。

報告

- 令和4年度一般会計補正予算（第4号）

※子育て世帯への臨時特別給付金及び新型コロナウイルスウィルス感染症対応地方創生臨時交付金事業など

条例関係

- 町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- 町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正
- 町議会議員及び町長の

選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正

- 町職員の定年等に関する条例の一部改正

- 町職員の給与に関する条例の一部改正

- 町職員の定年の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

- 町職員等の旅費に関する条例の一部改正
- 税条例の一部改正

指定管理者の指定

- ふれあい交流施設条例の一部改正

- 新名称 よりみち広場 ふれあい交流施設の指定管理者の指定
- ※株式会社TRY 代表取締役 山口洋平

補正予算

- 令和4年度一般会計補正予算（第5号）

※歳入歳出予算の総額にそれぞれ877万1千円追加し、予算の総額を103億4685万3千円とする。



リニューアルするよりみち広場（旧ふれあい交流施設）

動画配信サイト運営会社を営みながら、当該施設にて飲食店の運営及び本町の情報発信を担う。

- 令和4年度一般会計補正予算（第6号）

※歳入歳出予算の総額にそれぞれ4656万8千円追加し、予算の総額を103億9342万1千円とする。

主な内容

- ・ 統合庁舎マネジメント委託料は建設計画にあたり、より幅広いノウハウを有する業者をプロポーザルにて公募する。
- ・ ふれあい交流施設の屋外施設（トイレ、外壁）の再整備として656万7千円を計上。

- 令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

※歳入歳出予算の総額にそれぞれ1923万6千円追加し、予算の総額を17億937万4千円とする。

- 令和4年度下水道特別会計補正予算（第3号）
- ※歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万8千円追加し、予算の総額を8億5010万8千円とする。

第2回臨時議会

令和4年度第4回臨時議会が10月19日に開催され、1議案の審議し可決した。

契約関係

- 上豆田地区水路整備工事請負契約の締結

- ※契約相手

- 三愛オブリガス株式会社

- ※契約金額

6092万9千円

- ※落札率

96・92%

- ※工期

令和5年3月15日まで

	第2回(10月)臨時会											第4回(12月)定例会										
	上豆田地区水路整備工事請負契約の締結について											令和4年度吉野ヶ里町下水道特別会計補正予算(第4号)										
	専決処分の承認を求めることについて【令和4年度吉野ヶ里町一般会計補正予算(第4号)】											令和4年度吉野ヶ里町下水道特別会計補正予算(第3号)										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例及び吉野ヶ里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例											令和4年度吉野ヶ里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											令和4年度吉野ヶ里町一般会計補正予算(第6号)										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											令和4年度吉野ヶ里町一般会計補正予算(第5号)										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町ふれあい交流施設の指定管理者の指定について										
	吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例											吉野ヶ里町ふれあい交流施設条例の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例											吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例										
	吉野ヶ里町職員の給与に関する条例の一部																					

※議席番号順 ○=賛成 ●=反対 欠=欠席 —=議長は議決に加わらない

町政にももの申す

次頁から一般質問

一般質問には10人の議員が登壇し、執行部と激論を交わしました。次ページから、各議員の一般質問と答弁の内容を掲載しています。

老人クラブに何を期待しますか



木下 大学
議員



町長

我が町で一番大きい団体
これからも地域貢献を
一番期待する

Q 令和4年度4月の老人クラブ会員は北部650人、南部626人、合計1,276人ですが、行政地区の65歳以上の人口は。

A 福祉課長 12月1日現在で北部1,536人、南部2,583人、合計4,119人です。

Q 加入率は、北部42%、南部で24%、全体では31%です。老人クラブが合併して7年。北部の会員減少7%と比べ南部は27%減になっている

A 答弁 老人クラブの補助金は。福祉課長 高齢者が出来る限り自立

し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進するため、また、地域の支え合い、助け合い活動継続のため補助金となる。



町老連主催のコンサート

Q 老人クラブに何を期待しますか。

A 福祉課長 高齢者自身が主体となる活動がより効果的に実施できるように期待する。

A 町長 我が町で一番大きい団体。これからも地域貢献を一番期待する。

Q 資源ごみの売却代金は現在の各地区の資源ごみ集積所の数と来年度のコンテナ回収拠点の数は。

A 答弁 住民課長 現在、120ヶ所。来年度のコンテナ回収拠点は、各地区の区長と協議し、美観、臭気等、周辺住宅に配慮した拠点の最終確認を行い、最終的に

資源ごみの売却代金は現在の各地区の資源ごみ集積所の数と来年度のコンテナ回収拠点の数は。

60ヶ所を想定している。

Q 資源ごみの売却代金の推移は。

A 答弁 住民課長 過去3年間の売却代金は表の通りであり、令和4年度は、ロシアのウクライナ侵攻により売却代金が高騰している。

リサイクルセンターに持ち込まれた資源物の売却代金 (円)	
令和元年度	1,535,559
令和2年度	1,171,827
令和3年度	1,554,619
令和4年度(～10月)	2,940,212

社会の構築に資するため、町が実施する資源ごみ分別収集に参加し、地区のごみ置き場の管理を行う自治組織に対して、資源ごみ地区協力金の交付を検討している。

悪臭苦情の対応は

Q 臭気測定分析は実施されたか。

A 答弁 住民課長 早急に析の業務委託を実施したい。令和4年度の悪臭の苦情件数は、3年度に比べ減少しているが、地域住民は日常的に悪臭に悩まされている状況が推察される。

Q 苦情に対する今後の対応は。

A 答弁 住民課長 担当職員がプラント施設へ赴き、施設責任者立ち合いのもと作業工程等の順守、脱臭装置の運転状況の確認を行い、公正証書に規定の協定事項等を遵守するよう指導を行う。

町内にスケートボードパークの設置を



生島信一郎
議員



町長

遊ぶ子供たちのためだけに
なく住民や町全体のためにも
なる。まずは協議させて欲しい

Q 質問 東京五輪で正式種目になったスケートボードで遊ぶ子供や若者をよく見かけるが、駅ロータリーや車道など一般の人も通るような場所

で危険性がある。町は現状を把握しているか。

A 答弁 社会教育課長 中央公園東駐車場やスケートボードをしていることを確認している。また、住民からの通報により、警察が出動され、注意指導がなされている事実を把握している。

Q 質問 全国では重大事故も起きているが本町で事例はあるか。



ルールを守って気がねなく遊べる場所を

A 答弁 総務課長 神埼警察署管内では、そうした事故は起きていない。

Q 質問 道路などで遊ぶことの危険性の啓発

などは必要ではないか。

A 答弁 教育長 道路交通法の順守、安全な場所の確保、ヘルメットやサポーターなどの防具を身に着けること、保護者の目が届く場所で行うこと等の啓発は必要だと考えている。

Q 質問 ルールを守って遊ぶべきと指導したところで、そもそもルールを守って遊べる場所というものが町内に存在しない。

県内に6箇所あるスケートボードパークは全て県西部で到底気軽に行ける距離ではない。町内にここでならスケートボードをやってもよいと

いう場所を用意するべきではないか。

A 答弁 社会教育課長 社会体育施設として整備するのであれば町にとっての必要性、場所の選定、管理運営する上で問題点などを議会や教育委員会などで協議する必要がある。

A 答弁 町長 私にも町民から直接相談があった。実際遊んでいる姿も目撃しているが、目の前を車が通るような所で危なく感じた。

そうした危険性の除去も行政としての責務だと思っている。

Q 質問 プレイヤーの安全のためというのももちろんだが、一般の住民の安全にも繋がるし、ルール違反をすることなく遊べる場所があることで住民からの通報も減り、警察の負担軽減や、治安の改善も見込めるはず。

中央公園自由広場の改



遠方にしかないスケートボードパーク(福岡県みやま市)

修であれば騒音問題なども起きず補助金も取りやすいので検討すべきでは。

A 答弁 町長 遊ぶ子供たちのためだけになく住民や町全体のためにもなるというのはその通りだと思う。

しかし、中央公園自由広場の用途替えは防衛省との協議も必要になってくる。よく協議するのであらためて回答させてほしい。

文化体育館入口の国道385号の信号機を 車両対応にできないか



中村 裕一議員



社会教育課長

車両反感式への
要望を検討する

Q 質問 385号からの出入り信号は、押しボタン式になっている。いつ頃どのような目的で設置されたのか。

A 答弁 社会教育課長 東脊振小学校新築工事に伴い、平成20年12月小学校、中学校の生徒のために設置された信号機である。南北を走る国道を横断するための歩行者専用の押しボタン式になっている。

Q 質問 国道が1車線のため後続車が進行できない。そのため渋滞が発生する。イベント終了後、出るときも同様の状況になる。特に上り車線方向に右折するときは、



文化体育館入口の信号機

上り下り両線が止まってくれないと出られない。車両対応に変更できないか。

A 答弁 社会教育課長 国道の拡幅工事や現実交差点の改良工事等が実

施される際に、県公安委員会に車両反感式への対応を要望したいと思う。

Q 質問 文化体育館のイベント時等の駐車場確保は。

A 答弁 社会教育課長 SAGA2024の開催期間中、関係者、視察員、報道員、一般観覧者など多くの方が来県・来町されると予想される。開催される競技においては、大会参加者関係車両の駐車場の確保や、整理員を配置する。

一般見学者については、他駐車場からは、送迎バス等の移動手段などを検討する。

さとやま交流館について

Q 質問 385号沿いに案内看板がない。

そのため、交流館の存在を知らない人が多いと思うが。

A 答弁 農林課長 国道沿いに看板がないため、建物の場所が確かに分かりづらい。

看板は必要と考えており、設置場所や形状等について関係機関と協議を行う。

Q 質問 隣接して猪の処理施設、春のタケノコ湯がき用の窯が設置されている。館内には、調理器も完備されている。しかし、十分活用されていない。

里山を活かした児童体験、親子自然体験、環境体験、バーベキュースペースや、キャンプやキャンピングカーでの利用促進等、また、空調設備、シャワー設備、更衣室等を是非完備し、その他の施設と線で連携し、民間の自由な発想等外部委託者と協力する必要があると思われるが。

A 答弁 農林課長 外部委託等については、一つの手段と考え今後検討する。各関係機関と包括連携協定を結んでおり、定期的なイベントを開催し集客力を高めて人々の交流で賑わいの拠点となるよう努力する。



さとやま交流館入口

「特例臨時接種」今後の接種体制は



古川 清春
議員



子ども・保健課長

特例臨時接種は
令和5年3月31日まで

Q 質問 新型コロナウイルス感染症対策についてワクチン接種現状は。

A 答弁 こども・保健課長 ワクチン接種第1回目から5回目までは、次のとおりである。

回数	1	2	3
接種者数	12,883	12,833	10,484
割合	79.4%	79.1%	64.6%
回数	4	5	
接種者数	5,872	1,833	
割合	36.2%	11.3%	

Q 質問 現在のワクチンの種類と接種対象者は、どうなっているか。

A 答弁 こども・保健課長 現状は、次のとおりである。

	ワクチンの種類	接種対象者
ファイザー社製	従来株用ワクチン	12歳以上(1, 2回目)
	オミクロン(BA1)対応ワクチン	12歳以上(3~5回目)
	オミクロン(BA4-5)対応ワクチン	12歳以上(3~5回目)
	乳幼児用ワクチン	6ヵ月~4歳(1~3回目)
モデルナ社製	小児用ワクチン	5~11歳(1~3回目)
	従来株用ワクチン	12歳以上(1, 2回目)
	オミクロン(BA1)対応ワクチン	18歳以上(3~5回目)
	オミクロン(BA4-5)対応ワクチン	18歳以上(3~5回目)

Q 質問 30歳未満の接種率と対応は。

A 答弁 こども・保健課長 接種勧奨対応としては、町ホームページへの記事掲載、よしのがりメールの配信等、また、チラシの全世帯配布により行っている。

接種率 11月27日現在

回数	6ヵ月~4歳	5~11歳	12~19歳	20歳代
1	0.3%	23.6%	76.3%	85.2%
2	0.1%	22.8%	75.9%	84.9%
3	0%	8.5%	42.9%	58.6%
4	—	—	6.8%	9.2%
5	—	—	0%	0.4%

Q 質問 5回目以降、今後の接種体制は。

A 答弁 こども・保健課長 オミクロン株対応ワクチン接種は1・2回目接種を完了した12歳以上の全ての方が対象となるが、今回接種回数が3~5回目いずれの場合にあっても、現行制度上では1人1回しか接種することができない。

Q 質問 「特例臨時接種」の期限は令和5年3月31日までである。本町における集団接種は、12月24日を最後に終了する。

Q 質問 濃厚接触者への対応は。

A 答弁 総務課長 待機期間中は、最終接種日の翌日から5日間としている。

A 答弁 学校教育部長 最終接種日を含む最大6日間の特別休暇取得が可能である。

A 答弁 学校教育部長 教職員が濃厚接触者



きらら館集団接種会場

ヘリ隊の移駐に関し、町に生じる問題解決は



吉富 光三郎
議員



企画調整課長

人口減に比例して
歳入減となるため、
人口減対策を推進する

Q 質問 今年11月1日に佐賀空港の公害防止協定が、32年ぶりに見直し決定された。

A 答弁 企画調整課長 航空部(ヘリ隊3隊)全て、移駐されるのか。

Q 質問 目達原駐屯地の飛行場・施設設備は残るのか。

A 答弁 企画調整課長 現存する設備等に関しては、自衛隊機の飛行の態様や滑走路のあり方等の詳細について、今後関係自治体と相談のうえ検討されると思う。

Q 質問 目達原駐屯地の飛行場・施設設備は残るのか。

A 答弁 企画調整課長 補給基地としての機能は残し、物資輸送のための出入りはあるとのこと。施設規模などの詳細な事は分かっていないが設備は残るものと思う。

Q 質問 移駐後に補給機能、後方支援機能の中で、緊急輸送等が必要となった場合には、目達原

Q 質問 移駐後に補給機能、後方支援機能の中で、緊急輸送等が必要となった場合には、目達原



西部方面ヘリ隊新編され54年の目達原駐屯地

度は不明だが使用されることになると思う。



配備予定のオスプレイ

Q 質問 (仮称)佐賀駐屯地にオスプレイ配備後、緊急時にオスプレイが目達原駐屯地に離発着することもあるのか。

A 答弁 企画調整課長 今のところ詳細な説明は行われていないが、基本的にオスプレイが目達原駐屯地に離発着することは想定されていないと思う。

今後の町への影響についての対応、対策は。

Q 質問 (仮称)佐賀駐屯地の勤務範囲を例えば、駐屯地から20km以内と規制されれば、町外への転出増となる点の問題は。※佐賀空港、吉野ヶ里町間が約25km

A 答弁 企画調整課長 過去の九州防衛局説明によると、新しく整備される駐屯地内の隊舎に数百人、有事の際すぐに駆け付けられるよう駐屯地近隣に一定程度の宿舎を整備する予定とのこと、ヘリ隊員のほとんどが転出になると思う。

転出増となる点の問題については、人口・世帯数の減による「普通交付税の減額」、ヘリ隊員の転出による「個人住民税の減額」、ヘリの移住による「防音関係の補助金の減額」が主なものとなる。

町の中心地づくりを考えた町立図書館の計画は



鶴 恵美子
議員



まち未来課長

10万冊の計画に即した
運営手法の検討を進める

Q 質問 町の中心地づくりを考えた「吉野ヶ里統合庁舎等整備事業基本計画（※以下「計画」）での構想は。

A 答弁 まち未来課長 令和3年度に策定した「計画」では、延べ床面積1,560㎡程度、蔵書数は閉架図書含む10万冊、付加機能として、視聴スペース、自習室、レファレンスカウンター等を備えた図書館を想定している。

Q 質問 現在の進捗状況は

A 答弁 まち未来課長 運営手法など更に検討を要する事項が残っている。



行政運営されている伊万里市民図書館

Q 質問 建設候補地の農地は、どのくらいの時間がかかるのか。

A 答弁 まち未来課長 農振除外と農地転用を合わせて最短8ヵ月だが、申請時期によっては1年以上かかることもある。

Q 質問 資源ごみ等収集拠点の場所の確保状況は。

A 答弁 住民課長 町内60箇所の見込み。ほとんどの地区で確保が出来ているが、残り2地区の最終確認中。

Q 質問 土地借上料が発生、また指導員への手当が必要となる地区も出てくると思うが、各地区への補助は考えているか。

A 答弁 住民課長 町における廃棄物の減量化及び再資源化の促進を図り循環型社会の構築に資するため、町が実施する

資源ごみ分別収集に参加し、かつ地区のごみ置き場管理に対して、資源ごみ地区協力金を交付することを検討中。

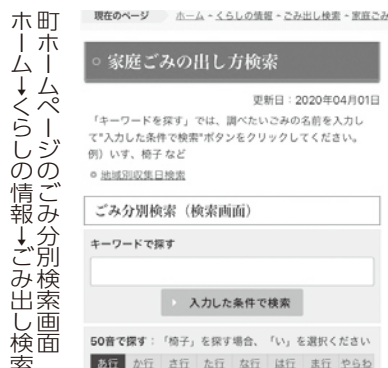
Q 質問 協力金の額や、地区への配当方法は。

A 答弁 住民課長 世帯数にに応じた額で想定。令和5年度の予算で検討。

Q 質問 ごみ出しが困難になる方への対応は。

A 答弁 住民課長 高齢者等世帯に対するごみ出し支援制度の導入を検討。社会福祉協議会で行われている有償ボランティア事業の紹介を行う。

Q 質問 ごみ分別等で今後戸惑った際の町民



への対策や相談窓口について。

A 答弁 住民課長 回収の場所や時間、出し方、資源ごみ等の分別早見表などを掲載した「ごみの出し方便利帳」を令和4年度末までに全戸配布予定。また、リサイクルセンターへの電話回線設置工事も検討中。

町内北部に埋設されている245T系除草剤について

Q 質問 掘削処理の事前調査の経過について。

A 答弁 住民課長 埋設農薬の成分等の確認を行うための試料の採取（現地調査）は終了。現在、分析が行われている。

Q 質問 風評被害対策は何かとられているか。

A 答弁 住民課長 林野庁により、マスコミ等の取材に対して丁寧な説明が行われている。

霊仙寺跡及び周辺の茶畑の管理状況は



筒井佐干生議員



商工観光課長

近年の豪雨災害にて
通行止めとなっている

Q 質問 コロナ禍の中でもない状況で現在、霊仙寺跡、周辺の茶畑の管理はどのようなになっているのか。

A 答弁 商工観光課長 最近の豪雨災害で、周辺道路が通行止めとなっているため管理作業に支障が生じ、十分に管理が行き届いていないのが現状である。

A 答弁 建設事業課長 令和2年7月の大雨

による2ヶ所、3年8月の大雨による3ヶ所の計5ヶ所の災害が発生し、現在までに4ヶ所復旧工事が完了した。



雑草が生い茂った茶畑

Q 質問 十分な管理が出来ていないとの事だが、茶畑は、シダ類やカヤ類、竹や笹、つる性の雑草が生い茂り、乙護法堂も風雨による損傷により、板の剥がれがあり、ひどい状況になっている。

茶業関係者ならだれでも知っている「日本茶樹採栽発祥の地、霊仙寺」写真を見られ、どう感じられるか。



荒れた乙護法堂

また、ダム事業で整備されたチップによる遊歩道が腐食し、コンクリート柱に段差が生じ歩にくく非常に危険である。



段差ができている遊歩道

早々に対応すべき必要がある。

A 答弁 町長 令和5年の当初予算に計上し対応したい。

町内のお茶
生産状況は

Q 質問 茶園基盤整備をやってきたが、その内容は。

A 答弁 農林課長 平成23年度より27年度にかけて事業を行っており、大字松隈地区8路線についてU字溝やコンクリート舗装工事を行い、総事業費として5千78万円支出している。

Q 質問 整備後の生産状況はどのようなになっているか。

A 答弁 農林課長 茶部会が平成2年に発足され、50名の会員がおられた。その後の会員数及び、茶葉荷受け状況は表1のとおり。

表1 茶部会年度別推移

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
会員数	18人	18人	16人	12人	9人	9人	9人	7人
荷受量(kg)	8787	7649	3897	3358	2055	1737	1392	971

Q 質問 会員、荷受減をどのように対応するのか。

A 答弁 農林課長 栄西茶の新たな商品作りについて、の取り組みを関係機関、団体が一体となって推進を図っていく必要がある。

猪などの防護策の設置費用は



小川 勝利
議員



農林課長

鳥獣被害防止
総合対策交付金で行っている

Q 質問 猪などの防護柵について、費用面の設置条件は。

A 答弁 農林課長 松隈地区において平成22年度、25年度に有害鳥獣駆除対策事業で猪防護柵（ワイヤーメッシュ）設置工事を実施している。財源の内訳ですが五ヶ山ダム水源地域振興事業で行っておりますので全額町（基金）で行っている。

石動地区・三津地区においては、吉野ヶ里町鳥獣被害防止対策協議会で23年度、27年度に工事を行っている。財源の内訳は全額、鳥獣被害防止総合対策交付



猪防護柵の現状

Q 質問 草が防護柵の内側に入っており、その中に猪が入ってくる。草刈りは誰が行うのか。

金で行っており、町・地元負担はない。

A 答弁 農林課長 防護柵の管理については平成27年7月22日に防護柵を設置している坂本地区、松隈地区、永山地区、小川内区共有地管理団体と管理業務委託契約を結んでいる。

猪の捕獲頭数について
（脊振山系鳥獣加工センターの廃棄物処分数）
（ ）は神埼市を含めた頭数

平成30年度	令和元年度	令和2年度
186 (842)	152 (766)	174 (755)
令和3年度	令和4年度11月まで	
159 (780)	112 (885)	

Q 質問 元みやこうどの前の歩道に目の不自由な人のための黄色の線の誘導ブロックがあるが、管理はどこがしているか。

A 答弁 建設事業課長 国道385号につきましては、「視覚障害者誘導用ブロック」を含め佐賀県東部土木事務所で管理している。

国道385号の
管理について

また、併せて受託地区に防護柵を無償で譲渡している。
石動地区・三津地区においては、吉野ヶ里町鳥獣被害防止対策協議会より地区で管理をお願いしている。
柵の設置については地区の要望によって行っており、柵周辺の草刈りなどにおいては各地区の受益者で管理するものと認識している。

Q 質問 歩道に車が入って誘導ブロックが割れたり、劣化したりしている。補修できないか。

A 答弁 建設事業課長 「視覚障害者誘導用ブロック」の補修については、東部土木事務所の管轄であるため、東部土木事務所の方に対応を要望しており、東部土木事務所からは、現地の確認を行い、早急に対応しますとの回答をいただいている。



割れたり劣化している誘導ブロック

子どもたちへの手厚い支援のために 教育現場の人材確保が必要では



森田 浩文
議員



町 長

教育現場の人材確保に努め
充実を図る。

Q 質問 ひとり親家庭、貧困の状況、また不登校及び発達障がいなど生き辛さや困りごとある子供たちの現状は。

A 答弁 こども保健課長 ひとり親家庭は183世帯、278名の子どもがいる。令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金は、1654世帯給付し、うち非課税世帯は70世帯、家計急変世帯は7世帯である。

Q 質問 障がいがある子どもたちには介助などで教職員以外による手厚い支援が必要。状況は。

A 答弁 学校教育課長 両小学校には、ぼっけ・タッチの有償ボランティアアグループによる運営支援員の協力を頂いている。

A 答弁 町長 教育現場の人材確保に努め充実を図る。

Q 質問 不登校や、障がいや病気により通学が出来ない子供たちへ、教育機会の平等担保のためにも、リモート授業の充実を図るべきだが状況は。

A 答弁 教育長 学級閉鎖や別室における授業ではリモート対応は実施しているが、不登校等ではまだ対応できていない。

家庭生活中心となる弊害も検討し対応していく。



教育現場ではボランティアによる手厚い介助が欠かせない。

Q 質問 障がいある子供たちには切れ目が無い支援が必要であるが、中学校では通級指導教室がなくこの点が問題視されている。対応は。



長野県白馬村。民間企業と連携したアウトドアのメッカである。

Q 質問 那珂川市ではアウトドアメーカーモンベルを誘致しているが、同様に事業振興が活るわなない里山交流館を

自然体験可能な観光拠点

A 答弁 教育長 教員加配13名以上の在籍の条件。そこをクリアして来年度より本町でも中学校での通級指導教室が実施できるように努力をしている。

かして脊振山系をアウトドアのメッカにしていこう。

A 答弁 町長 県でも様々な観光振興を進めている。本町も乗じて遊びを取り入れた観光振興を里山交流館を活かした活用を計画している。

共乾施設建設と
物価高騰について

Q 質問 共乾施設の建設が進んでいるが、持続可能な農業振興にどう支援するのか。

A 答弁 農林課長 利用組合に対して建設後7年間施設利用料の一部補助を実施していく。また、営農指導を通じた品質向上、販路拡大、価格転嫁の向上を求めている。

今後の財政計画は大丈夫か



古川 輝英
議員



町 長

今の財源を
有効に使う

Q 質問 令和3年度末の財政調整基金の取り崩し額と積立額は。

A 答弁 財政協働課長 取り崩しは無い。

Q 質問 3年度のおろさと応援寄附金の内訳は。

A 答弁 企画調整課長 寄附総額は、15億8200万円で、寄附に伴う歳出は、9億1500万円となっており、うち募集に要した額は、6億7300万円である。

Q 質問 寄附金の使途別額は、①活力あるまちづくりに資する事業

A 答弁 企画調整課長 寄附総額は、15億8200万円で、寄附に伴う歳出は、9億1500万円となっており、うち募集に要した額は、6億7300万円である。

Q 質問 現在の財政調整基金額と、今後町が最低必要とする基金額は。

A 答弁 財政協働課長 24億円の積立がある。このうち、統合庁舎建設事業に約9億円を充当する計画で、残額が約15億円になる予定である。

3億500万円

②未来を担う子どもの教育及び少子化対策に資する事業 5億600万円

③環境保全に資する事業 1億6800万円

④スポーツ、生涯教育、文化の振興に資する事業 4700万円

⑤町長におまかせ 5億5400万円

の5項目事業である。

Q 質問 現在の財政調整基金額と、今後町が最低必要とする基金額は。

A 答弁 財政協働課長 24億円の積立がある。このうち、統合庁舎建設事業に約9億円を充当する計画で、残額が約15億円になる予定である。

その後の関連事業に3億程度の歳出を見込むと12億円になる。

必要とする基金額は、類似団体を参考に、13億円程度が必要と考える。

資源ごみの分別収集について

Q 質問 今後、大規模な事業が計画されているが、莫大な財源が必要となる。

A 答弁 町長 国庫補助などは大丈夫か。

Q 質問 町長 国庫補助などを活用し一般財源を縮小していく。

基金などの財源を有効に使い、ふるさと納税を毎年度延ばしていきたい。



莫大な財源が必要なまちづくり

Q 質問 各地区において説明会は行われているが、参加されていない方々への周知は。

A 答弁 住民課長 参加されていない方々を、対象に校区単位で、合同地区説明会を開催し、町の広報誌やホームページを活用していく。

Q 質問 現在、「ごみの出し方便利帳」を作成しており、全世帯に配布していく。

A 答弁 住民課長 収集場毎に2名の指導員を各地区にお願いしている。

Q 質問 トラブルにより身の危険を感じた時は、警察に通報するよう指導している。

A 答弁 核となる町のリサイクルセンターの作業員の体制は。

Q 質問 住民課長 実質3名体制で、常時2名をセンターに配置する。

A 答弁 住民課長 実質3名体制で、常時2名をセンターに配置する。

Q 質問 核となる町のリサイクルセンターの作業員の体制は。

A 答弁 住民課長 実質3名体制で、常時2名をセンターに配置する。

常任委員会研究報告

総務文教厚生常任委員会

10月24日から25日の日程で鹿児島県垂水市とさつま町に委員6名と事務局で視察を行った。

垂水市では、本町が来年度より実施するゴミの分別収集を研修。

研修では、ゴミ回収場所の問題、分別を手助けする指導員の問題、ゴミ捨ての手助けなどを質疑。

垂水市では、27種類に分別を行い、品目によっては、常時、週1回、月1回などの回収で実施されていた。

町と違ったのは、生ゴミの回収が行われており、残飯は市の処理場で堆肥として利用されていた。

当初、実施するにあたっては問題が発生していたが、住民の理解が一番必要であると言われた。



垂水市のゴミ収集場

2日目はさつま町を視察。

平成28年3月に廃校になった「白男川小学校」を令和元年に宿泊型交流施設として改装し、「きららの楽校」と名を変えオープン。

この施設は、旧校舎で使われていた教室や教材などを再利用しており、昔なつかしい施設であった。

運営は指定管理者が行っているが、地区の方々が積極的に参加され、住民や地区外の方々がいつでも使える交流施設であった。



さつま町の「きらら楽校」

産業建設常任委員会

10月20日から21日の2日間にわたり、委員と担当課長の6名で、熊本県嘉島町、宇城市、福岡県大牟田市を研修した。

嘉島町は、長年水害に悩まされ、人口の減少が続いたが、河川改修後、



嘉島町の「ゆうすいの杜」

熊本市に近く、地理的条件や高速道などの交通利便性を生かし、土地区画整備事業に取り組み人口増加を図られた。

大規模宅地開発、企業誘致に力を注ぎ、人口も平成2年の7200人から

ら10000人へと増加している。

優れた町並みの創出・生活利便性施設の誘致を目標としている1400区画の宅地開発「ゆうすいの杜」の現地視察を行った。

大牟田市では、移動式トレーラーを利用した宿泊施設を視察。建物を建設しないため初期投資が少なく、維持管理費などが抑えられる。

施設内には、露天風呂やサウナ付きの温泉があり、温泉旅行が味わえるなど新しい旅行スタイルであった。

宇城市では、市が民間委託している図書館を視察。

この施設では、県内の図書館と同様に喫茶や美術館などあり、多くの来客があった。

「こども絵本の家」では、乳幼児やお母さんが楽しむ姿があった。

「こども絵本の家」では、乳幼児やお母さんが楽しむ姿があった。

全議員視察研修報告

11月14日、15日、16日の3日間、長野県白馬村で全議員研修視察を行った。

白馬村では、初めに民間委託の体験型複合施設として2020年7月にオープンした「スノーピークランドステーション白馬」を視察。

施設は北アルプスの雄大な山岳風景を眺めながら「店舗エリア」「野遊びエリア」「イベントエリア」で構成。野遊びの楽しさと周辺地域の魅力を体験できる場だけでなく、観光客と地域の人との交流の場としても利用されており、これからの「おもてなし」観光

ビジネスやアウトドア・ビジネスに非常に役立つ有意義な研修となった。

施設の視察のあと、白馬村役場で、副村長、女性村議会議長をまじえ、「白馬村の観光事業の取り組み」の説明を受けた。

白馬村の観光客数は平成6年の390万人をピークで、令和3年には150万人まで減少。

移住・定住政策は、ネームバリューもあり、東京と変わらない土地の価格で富裕層が多く、この減少化を食い止めるため、北アルプス地域の白馬村他4町村の関係行政機関が

連携し、平成30年より5ヶ年計画で「地方創生推進交付金」総額9億円を使い、魅力ある通年型山岳リゾートづくりを実施された。

内容は、富裕層を中心とした観光来訪者数を増加させ、地域内の経済に好循環を生む状況を目指し、また、駅周辺は、著名なアウトドアブランド直営店による地場産農産品・工芸品の販売に力をいれ、スキーだけでなくオールシーズン観光ビジネスを目指していた。

吉野ヶ里町のこれからのアウトドア・ビジネスの立案に役立つ研修であった。



編集後記

明けましておめでとうございます。

昨年もコロナで始まりコロナで終わった一年でした。

昨年、ロシアがウクライナに侵攻、未だに終息せず、日本にも影響し、物価が高騰して生活に支障をきたしています。

今年は卯年、皆さんが飛躍するよう願います。

(輝英)



○議会広報特別委員会

委員長 多良 光英

副委員長 森田 浩文

委員 古川 輝英

吉富光三郎

小川 勝利

中村 裕一